

# 平成29年度事業報告書

## 第1 事業活動の本旨

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター(以下「センター」)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」)第2条第6号に規定する「暴力団員」による不当な行為を予防することを目的として、センター定款(以下「定款」)第4条第1項各号に規定する事業活動(以下「活動」)を、福岡県内(以下「県内」)において行うものである。

## 第2 県内における暴力団情勢の概要

センターの各事業活動を効果的に推進するには、変動する暴力団情勢(以下「情勢」)に敏感でなければならない。

「情勢」を迅速かつ的確に把握するには、警察をはじめ関係機関団体等と連携を密にするとともに、情報化時代におけるあらゆる媒体を活用した広範かつ重層的な情報の入手が肝要である。

効果的な暴力団排除活動を推進するためのその第1歩は、センターを取り巻く「環境認識」(情勢把握)から始まる。

### 1 暴力団の勢力

平成29年12月末における暴力団勢力は、以下のとおりである。

	五代目工藤會	道仁會	三代目福博会	太州會	浪川會
構成員等	610人	430人	210人	150人	200人
合計	1,600人				

県内には福岡県公安委員会が指定する上記暴力団のほか、山口組等を始めとする他の都道府県公安委員会が指定する暴力団の傘下組織が存在する。

これらに所属する構成員等は概ね440人と見込まれ、合計すると県内の構成員等の全勢力は2,040人となる。

なお、前年(2,240人)の勢力と比較して200人の減少である。

### 2 県内暴力団の動向

県警察が推進する暴力団対策において、平成26年9月の工藤會に対する「頂上作戦」は、昨年暮れから首領の公判が始まり、工藤會関係者らも公判の成り行きに注目している。

また、工藤會執行部の一名が殺人で無期懲役の刑が確定し、社会復帰が見込めなくなったことから會内での動揺が散見された。今後、首領らの公判結果により、會の存在自

体についても影響を及ぼしていくものと思われる。

工藤會に対する取締りは、工藤會のみならず、他の暴力団組織にも波及し、その蠢動を抑えている状況にあるが、しかし、県民の暴力団に対する不安要因が完全に払拭されているわけではなく、利権の拡大等に起因する対立抗争など暴力団の存在そのものが常に一触即発の危険性を孕んでいる。

例えば、福岡市内の繁華街で利権の拡大を目指す道仁会、浪川会及び任侠山口組等の複数の団体が進出し、発砲事件を惹起した。県警において早期に関係者の逮捕に至り、収束させたが、利権の拡大を諦めている様子はなく、今後も注視していく必要がある。

また、昨年は、大手建設業者幹部宅に対する放火事件が発生するなど、工事関係者に対する利権を狙った脅しとも認められる事件が発生している。

その他六代目山口組から分裂した神戸山口組はさらに分裂し、任侠山口組が結成され、本年3月に指定暴力団となったが、複雑化した三者間の行動に対する警戒が必要である。

センターとしては、これらの暴力団情勢に対応するため、以下の事業活動を推進した。

### 第3 各種事業活動の推進結果

#### 1 公1 事業関係

##### (1) 広報活動（暴力団排除意識の啓発高揚）

本活動は、法第32条の3第2項第1号の規定を受け、定款第4条第1項第1号に規定する、センターの基幹活動のひとつである。

本年度は、通常の活動として

○ センター機関誌「県民の絆」の定期刊行（年度内2回）、「民暴特別相談日」（毎月第1及び第3水曜日）や「暴力団被害集中相談日」（年度内2回）等の開設の周知等を目的としたチラシ、ポスター等の作成・配付等、その他暴力団排除に係わる啓発資料等の作成・配付等

○ 企業等の暴力団排除研修等に積極的に参加して、「情勢」説明や啓発講話等を行うなど、いわゆる「出前方式」の広報活動を展開

○ 平成29年11月16日、北九州市小倉北区所在の北九州芸術劇場で「第26回暴力追放福岡県民大会」を開催し、県民約1,300人が参加

○ 上記大会の開催に合わせ、暴力団排除活動功労者（団体及び個人）や広報用ポスターコンクール最優秀等受賞者に対する表彰状等を授与

するなど、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識（機運）の高揚に努めた。

さらに、県内の暴力団情勢に呼応した特別な活動としては、暴力団の実態把握を啓発するための動画（暴力団の基礎知識、歴史編）を作成し、積極的な広報活動の推進

に努めた。

## (2) 少年指導

本活動は、法第32条の3第2項第10号の規定を受け、定款第4条第1項第10号に規定する活動である。

同活動の本旨は、同項第4号に規定する「少年に対する暴力団の影響を排除するための活動」である。センターにおいては、本年度も同活動を実効あるものとするため、県警少年課と連携して

- 「みんなで考えよう！少年非行・犯罪被害防止」と題する、少年非行防止並びに暴力団排除関連の広報啓発資料を作成・配付
- 「少年指導委員研修会」の開催に伴い福岡、北九州、久留米市の三箇所で開催を行い、積極的な少年指導活動の推進に努めた。

## (3) 調査研究活動

本活動は、センターが行う暴力団排除活動を迅速かつ効果的に推進することを目的として、定款第4条第1項12号に規定する活動である。

同活動の対象は「情勢」はもとより、暴力団排除に関連する法令や各種施策等に至るまで多岐に及んでおり、また、暴力団排除活動を効果的に推進するには、実行力の背景となる法的な専門知識が要求される。

センターにおいても当該調査研究活動に資するため、県警及び福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士（以下「民暴弁護士」）等との連携強化に努めた。

具体的活動としては、

- 平成29年6月28日「平成29年度九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会定例会」に出席
- 平成29年9月8日 全国暴力追放運動推進センター主催の「専務理事・事務局長研修会」に出席
- 平成29年10月30日 県警及び民暴弁護士等と協働して「民暴研究会」を開催
- 平成30年2月20日 九州弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会主催の「平成29年度九州ブロック民暴研究会」に出席

するなど、暴力団排除活動に必要な専門的知識の修得と広範な情報収集に努めた。

## (4) 監視活動

本活動は、定款第4条第1項第11号に規定された活動である。

同活動の目的は、地域、職域等において民間人の立場、目線で暴力団の動向等を監視したり、情報を収集することにより、地域等における暴力団排除活動を恒常的に推

進、展開していこうとするものである。

現在、センターでは所轄の警察署長から推薦を受けた48名を「暴力監視員」（以下「監視員」）として委嘱している。

「監視員」に対しては、年度内に1回「暴力監視員研修会」を開催して、県内の暴力団情勢等に関する教養等を実施している。

本年度は2月6日、県警組織犯罪対策課と協働して同「研修会」を開催し、「監視員」としての自覚と問題意識の高さを再認識するとともに、同活動が有効に機能していることを確認した。

効果として、情勢説明と具体的な暴力団の動向について情報交換を行ったところ、任侠山口組の組事務所開設情報を入手するに至り、県警に通報した。

## 2 公2事業関係

### (1) 相談活動

本活動は、法第32条の3第2項第3号の規定を受け、定款第4条第1項第3号に規定するセンターの基幹活動のひとつである。

#### ア 受理状況

同活動は、その時々の「情勢」等を反映して受理件数も増減する傾向にある。本年度の受理件数は下表のとおりであるが、昨年度（総受理件数1,634件）と比較して643件の減少である。

受理件数が減少した理由は、相談規程の厳格化によるもので、面接による誓約書等の徴収等から減少したものと推認される。

#### イ 受理体制

センターにおける日常の相談受理対応は、センター職員等4名を「暴力追放相談委員」（法第32条の3第1項第2号）として委嘱し、これに備えている。

加えて、法的専門性を充実させるため、民暴弁護士や保護司等を非常勤相談委員に委嘱し、万全の体制確保に努めている。

その他、多様な相談需要に対応するため民暴弁護士等と協働して

○ 毎月第1及び第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設するとともに、県警、民暴弁護士、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市等と協働して

○ 4月15日(土)及び10月21日(土)に「暴力団被害集中相談日」を開設し、懇切、丁寧な相談活動に努めた。

#### ウ 処理状況

平成29年度中の相談処理状況は、下表のとおりである。

#### エ 相談事業規程の改正

属性照会の相談簿の保存期間を3年に改正

日常相談活動・民暴特別相談日・暴力被害集中相談日における処理状況 (H30.3.31現在)

相談内容	受理件数	解決	警察・弁護士等引継
暴対法9条各号の行為に係わる相談	12	12	0
縄張に係わる禁止行為に関する相談	0	0	0
準暴力的要求行為の要求等に係わる相談	0	0	0
勧誘・加入強要に係わる相談	0	0	0
離脱・就労等に係わる相談	22	22	0
暴力団事務所等に係わる相談	2	2	0
使用差止請求関係相談	0	0	0
民事訴訟に係わる相談	6	6	0
上記分類に該当しない相談	34	34	0
センター事業に関する相談	0	0	0
その他の暴力関係相談	915	915	0
合計	991	991	0

## (2) 少年対策

本活動は、法第32条の3第2項第4号の規定を受け、定款第4条第1項第4号に規定する活動である。

同活動の本旨は、「少年に対する暴力団の影響を排除」することであり、その具体的な推進方策は、少年を「暴力団組織に加入させないこと」、そして「暴力団の被害から守る」ことである。

少年は心身ともに未成熟であることから、社会的な見守りと保護が必要とされ、センターにおいても、県警少年課をはじめとする関係機関団体等と緊密な連携を図り、同活動を強力に推進した。

具体的には、

- 少年の非行防止と暴力団排除活動に資するための小冊子の作成・配付
- 県内の公・私立の高校等に対する暴力団排除啓発ポスターの制作とコンクールへの出展要請
- 少年指導委員研修や企業主催の暴力団排除のための研修会で講話
- 地区暴追大会において暴排先生の講話

などを行い、積極的かつ広範な少年対策活動に努めた。

## (3) 離脱者就労支援

本活動は、法第32条の3第2項第5号の規定を受け、定款第4条第1項第5号に規定する活動である。

当該活動は、センターが定める「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき、平成28年度から対応してきたところであるが、平成28年度14名、平成29年度は18名の離脱者就労支援を行った。

暴力団離脱者の急増等の現状を踏まえ、平成28年1月に、就労先である雇用事業者を募り運営管理するための「協賛企業規程」を設けて、協賛企業を募った。

また、平成30年2月13日、県警、センターのほか、福岡中央公共職業安定所、福岡刑務所、福岡県就労支援事業者機構など14の行政機関や団体等から構成され、暴力団員が善良な社会の一員として更生するための離脱就労支援を効果的に行い、安全安心な地域社会づくりに寄与することを目的とした「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」を開催し、離脱者の社会復帰を容易にするための環境整備を推進した。

なお、離脱就労支援の処理状況等（平成30年3月31日現在）は以下のとおりである。

- 協賛企業 293事業者
- 離脱者雇用給付金支給事業者 18事業者
- 身元保証制度 適用なし
- 暴力団離脱者援助費 支給なし

### 3 公3事業関係

#### (1) 暴力団事務所使用差止請求関係業務

本活動は、法第32条の3第2項第6号の規定に基づき、定款第4条第1項第6号に規定する活動である。

同活動は平成25年1月の法改正等により、平成25年度からセンターの新たな事業として加わり、同法の改正がもたらした最大の利点は、暴力団事務所使用差止請求訴訟（以下「訴訟」）を提起しようとする当事者の精神的、経済的負担の軽減である。

「人格権」の侵害を理由とする同訴訟では、暴力団事務所周辺に居住等する住民等が訴訟の当事者となる。

その当事者は、公判廷等において直接、暴力団と対峙しなければならない場面もあり、かつ、訴訟費用の捻出にも困難が伴うなど、当事者の精神的、経済的負担も大きく、訴訟の提起を阻害する要因ともなっていた。

しかし、先の法改正により、住民等からセンターに対し、訴訟の委託がなされた場合、センターが住民等の「代理」として当該訴訟の当事者として訴訟を提起し、訴訟費用に関しても本県の補助金から支出可能となるなど、従前と比較して画期的な制度である。

平成30年3月9日、事務所使用差止め請求を行うべく、県警、福岡県弁護士会民暴委員会との検討会を実施した。

今後も県民に対し、同制度の周知徹底と活用を図るための広報活動を行い、暴力団事

務所の撤去活動の推進に努める。

## (2) 暴力団排除組織に対する援助活動

本活動は、法第32条の3第2項第2号の規定に基づき、定款第4条第1項第2号に規定する活動である。

県警による工藤會に対する「頂上作戦」の奏功により、県民の暴力団排除機運は、かつてないほどの高まりをみせているため、センターとしては、地域、職域における暴力団排除活動の中核である民間暴力団排除組織に対し、広範な支援活動を行った。

具体的には、各自治体或いは企業等主催による暴力団排除関連のイベント、或いは研修等の開催に際し、センターの役職員等を講師として派遣したり、横断幕、プラカード等の資器材の貸与、その他チラシ、ポスター等の啓発資料等を提供し、暴力団排除機運の高揚と暴力団排除活動の活性化に努めた。

## (3) 不当要求防止責任者講習

本活動は、法第32条の3第2項第7号の規定に基づき、定款第4条第1項第7号に規定する活動である。当該講習は、県警組織犯罪対策課が所管し、本県公安委員会がセンターに委託する事業である。

本年度は、これまでの30回の講習の数を38回に増やした。理由は、受講希望者の増加により、申込みから受講までの期間が長期になったためである。

その結果、合計2,434事業者（下表「平成29年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者」参照）が受講した。

また、同講習の受講人員については、本来の「不当要求防止責任者」のほか、代理人、オブザーバー等を含め2,443人が参加受講した。

昨年度の受講事業者は2,207事業者、受講人員は2,218人であり、いずれも大幅に増加した。

今後も企業等に対し、同講習の積極的な受講を働きかけるとともに、講習内容の充実に努める。

平成29年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者

業種	電気・ 運輸	金融・ 保険	建設・ 不動産	製造・卸・ 小売	旅館・ サービス	農林・ 漁業	その他（公 務所等）
事業者数	112	374	739	291	517	26	375
合計	2,434						

## (4) 不当要求情報管理機関援助事業

本活動は、法第32条の3第2項第8号の規定に基づき、定款第4条第1項第8号に規定する活動である。

センターにおいては、法定の「不当要求情報管理機関」である（公財）モーターボート競走保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会に加え、県警組織犯罪対策課と協働して年度内に1回、「不当要求情報管理機関連絡会議」を開催している。

本年度においては、1月30日に同会議を開催し、県警による「情勢」等の説明を受けた後、出席者間で積極的な質疑や情報の交換等を行うなど、メンバー間の連携強化と本援助事業の活性化に努めた。

#### (5) 被害者救援活動

本活動は、法第32条の3第2項第9号の規定に基づき、定款第4条第1項第9号に規定する活動である。

センターにおいては、同活動を具体的に推進するため「被害者等救援資金貸付規程」及び「見舞金支給規程」等を整備しているところである。

本年度においては、平成24年9月に発生した女性飲食店経営者に対する殺人未遂事件被害者に対し、同人の被害程度に応じた見舞金を支給した。

この事件は、被害者が工藤會組員とみられる男から刃物による襲撃を受け、重傷を負った事件であり、平成29年6月に犯人が逮捕され、暴力団犯罪であることが明白になったものである。

また、被害者を庇って負傷したタクシー運転手に対しても見舞金を支給した。

被害者救援貸付規程については、3件行っており、

- 元警察官に対するけん銃使用殺人未遂事件
- 若松漁労組合長に対するけん銃使用殺人事件
- 小倉北区における歯科医殺人未遂事件

の3件についてそれぞれ損害賠償請求訴訟費用として貸付を行った。

今後も、各種事件において被疑者が暴力団員であることが明白となれば、被害者を救援するために、同見舞金の支給や貸付について迅速かつ積極的な運用に努める。

#### 第4 賛助会加入勧奨活動

賛助会に関しては、定款第42条第1項に「法人の活動目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人、その他の団体又は個人を賛助会員とする。」と規定するとともに、「賛助会員規程」を整備して適切に運用しているところである。

賛助会員が納入する年間の賛助会費は、法人が3万円、個人が5千円である。当該会費収入は、基本財産の運用収益等とともにセンターの運営上、貴重な財源である。

そのためセンターにおいては、賛助会員の加入促進と継続的な会費の納入を確保するため、あらゆる活動を通じて本活動を実践するとともに、既会員に対しては、セミナーを実施し、いわゆるアフターケアにも配慮しているところである。

具体的な勧奨活動としては、



- センターのホームページ、機関誌（県民の絆）、パンフレット等に会員募集の記事等を掲載
- するとともに、
- 企業等の暴力団排除のための研修や自治体等主催の暴力団追放イベント等に参加した際の加入勧奨等を積極的に行った。
- その結果、本年度も若干ではあるが、昨年度を上回る会員数となった。
- なお、本年度及び昨年度末における賛助会員数については、下表のとおりである。

賛助会加入状況

区 分	平成28年度	平成29年度	増 減
法 人 会 員	560	571	+11
個 人 会 員	78	75	-3
特 別 会 員	139	137	-2
合 計	777	783	+6

## 第5 会議等の開催と派遣等

平成29年度におけるセンターが主催する会議、或いは地域・職域等が主催する暴追大会、及び暴力団排除研修等に対する支援（センター職員等の派遣、暴力団排除関連広報資料・資器材の供・貸与等）等の状況は、以下のとおりである。

### 1 理事会

#### (1) 平成29年5月9日 平成29年度第1回理事会

- 平成28年度事業報告について
- 平成28年度収支決算について
- 相談事業規程の一部改正及び暴力団情報提供要領の制定について

#### (2) 平成30年3月16日 平成29年度第2回理事会

- 資産安定積立預金の一部取り崩しについて
- 平成30年度事業計画について
- 平成30年度収支予算について
- 相談事業規程の一部改正（案）について
- 代表理事（理事長）の辞任に伴う選定について
- 相談委員の選任について
- 差止請求関係業務検討委員の選任について
- 定時評議員会の開催（案）について

### 2 評議員会

#### (1) 平成29年5月30日 平成29年度定時評議員会

- 平成28年度収支決算報告について
- 評議員2名の辞任に伴う選任について
- 理事1名の任期満了に伴う選任について
- 理事4名の任期満了に伴う再任について

### 3 センター主催会議及び大会等

- 平成29年10月30日 民暴研究会
- 平成29年11月16日 第26回暴力追放福岡県民大会
- 平成30年1月30日 不当要求情報管理機関連絡会議
- 平成30年2月6日 暴力監視員研修会
- 平成30年2月20日 九州ブロック民暴研究会

### 4 自治体、企業等主催の暴力団排除関連の行事、研修、会議等

- 平成29年4月10日 早良・城南暴力団等排除推進協議会 総会
- 平成29年4月17日 福岡空港ビルディング株式会社暴追活動
- 平成29年5月15日 暴力団追放！地域決起会議（筑豊地区）
- 平成29年5月18日 若松区暴力追放推進協議会総会
- 平成29年5月23日 （一社）福岡県損害保険代理業協会年次総会
- 平成29年5月24日 福岡県建築都市部建築指導課 関係機関連絡会
- 平成29年5月26日 JA 共済連福岡 社内研修
- 平成29年6月1日 西日本高速道路ファシリティーズ（株）社内暴追研修
- 平成29年6月1日 響灘地区暴追大会
- 平成29年6月1日 久留米市暴力団壊滅市民総決起大会
- 平成29年6月2日 太宰府市暴力追放会議 暴排活動
- 平成29年6月8日 福岡市水道局博多営業所 暴排研修
- 平成29年6月8日 暴力追放事業体等うきは地区協議会
- 平成29年6月13日 五洋建設 社内暴追研修
- 平成29年6月16日 三菱電機（株） 社内暴追研修
- 平成29年6月19日 大平電業（株）社内安全大会
- 平成29年6月23日 （株）スエナガ社員研修
- 平成29年6月25日 第12回地域安全市民のつどい
- 平成29年7月1日 大牟田市暴力団追放市民総決起大会
- 平成29年7月1日 暴力団追放！地域決起会議（筑後地区）
- 平成29年7月6日 筑紫野市暴力追放推進市民大会
- 平成29年7月8日 暴力追放・地域安全東区民大会
- 平成29年7月12日 福岡商工会議所会員及び関連企業への暴排教養

- 平成29年 7月14日 福岡県銀行警察連絡協議会反社会勢力排除研修会
- 平成29年 7月14日 (株)富士ピー・エス 社内教養
- 平成29年 7月14日 福岡県銀行協会暴排研修
- 平成29年 7月21日 博多区国際化対策連絡協議会
- 平成29年 7月24日 西鉄ビルマネジメント(株)社内研修
- 平成29年 7月25日 響灘工業団地暴力追放連絡協議会
- 平成29年 7月26日 三菱電機エンジニアリング(株)暴排研修
- 平成29年 7月26日 九州林業(株)暴排研修
- 平成29年 7月26日 福岡県ゴルフ場暴力団等排除・防犯連絡協議会総会
- 平成29年 8月 2日 福岡県健康医療介護部会保険課 暴排研修
- 平成29年 8月 9日 荏原製作所蔵田工業社内教養
- 平成29年 8月 9日 (株)イズミ 暴排研修
- 平成29年 8月 9日 福岡ヤフオクホーム・福岡ソフトバンクホークス暴力団等排除連絡協議会
- 平成29年 8月18日 北九州市民暴力追放総決起大会
- 平成29年 8月21日 一般財団法人福岡コンベンションセンター 暴排教養
- 平成29年 8月23日 九州三菱自動車販売(株)暴排研修
- 平成29年 8月25日 北九州高速道路工事暴力団等介入排除対策会議
- 平成29年 8月31日 (株)荏原製作所 暴排研修
- 平成29年 9月17日 片江校区片江まつり
- 平成29年 9月20日 早良・城南暴力団追放市民総決起大会
- 平成29年 9月22日 福岡市医師会暴排連絡協議会
- 平成29年10月 4日 飯塚市暴力追放決起大会
- 平成29年10月 5日 宮若市 暴力追放、地域安全推進、住民総決起大会
- 平成29年10月 6日 行橋地区暴追協議会
- 平成29年10月 7日 安全安心まちづくり県民の集い ふくおか
- 平成29年10月11日 八幡東区防犯・暴追大会
- 平成29年10月11日 三菱電機ビルテクノサービス暴排研修
- 平成29年10月20日 暴力追放古賀市民会議
- 平成29年10月24日 北九州高速道路工事暴力団等排除対策会議
- 平成29年10月26日 福岡高速道路工事暴力団等介入排除対策会議
- 平成29年10月26日 (株)コメリ九州地区本部 暴排研修
- 平成29年10月31日 暴力団追放!地域決起会議(福岡地区)
- 平成29年10月31日 (株)鹿島建設 暴排研修
- 平成29年11月 7日 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス暴排研修
- 平成29年11月 8日 福岡県庁建築指導課 暴排研修
- 平成29年11月 8日 J A保険審査員研修会

- 平成29年11月 9日 暴力追放福岡市民大会
- 平成29年11月 9日 福岡県飲料業生活衛生組合連合暴排対策協議会
- 平成29年11月10日 日本たばこ産業（株）九州支社企業防衛研修
- 平成29年11月14日 田川地区暴力団等追放総決起大会
- 平成29年11月19日 糸田町暴力等追放町民大会
- 平成29年11月20日 暴力地方事業者等筑紫地区協議会
- 平成29年11月20日 中間市暴力地方市民集会・中間市防犯大会
- 平成29年11月22日 糸島市 暴排研修
- 平成29年11月27日 九州地方整備局暴力追放連絡協議会総会
- 平成29年11月28日 （一社）日本道路建設業協会九州支部 暴排研修
- 平成29年11月30日 福岡県田川保険福祉事務所 暴排研修
- 平成29年12月 1日 宅建業協会暴排責任者講習
- 平成29年12月 1日 太平電業（株）社員研修
- 平成29年12月 1日 久留米市暴力団壊滅市民総決起大会
- 平成29年12月 1日 若松区暴力追放歳末防犯区民総決起大会
- 平成29年12月 5日 南区歳末防犯大会
- 平成29年12月10日 福岡県飲料業生活衛生組合連合会 暴排研修
- 平成29年12月13日 （株）ティーガイア九州支社 暴排研修
- 平成29年12月14日 暴力追放事業者等博多区協議会
- 平成30年 1月15日 福岡県遊技業協働組合連合会 協会研修
- 平成30年 1月16日 暴力追放事業者等中央区協議会
- 平成30年 1月20日 柳川市・みやま市暴力団追放総決起大会
- 平成30年 1月28日 那珂川町安全安心まちづくり推進大会
- 平成30年 2月 1日 福岡県主催 市町村暴力団排除研修
- 平成30年 2月 1日 安全安心あさくら住民総決起大会
- 平成30年 2月 2日 久留米地区自動車運転代行業者 暴排研修
- 平成30年 2月 2日 三菱電機ビルテクノサービス（株）社内研修
- 平成30年 2月 3日 大木町・大川市・筑後市合同暴力団総決起大会
- 平成30年 2月 9日 暴力団追放！地域決起会議（北九州地区）
- 平成30年 2月13日 暴力団離脱就労対策連絡会議定例会
- 平成30年 2月21日 福岡県タクシー協会暴排協議会

以上

## 附属明細書

事業報告を補足する重要な事項はない。